

介護保険 住宅改修 ～「事前申請」の流れについて～

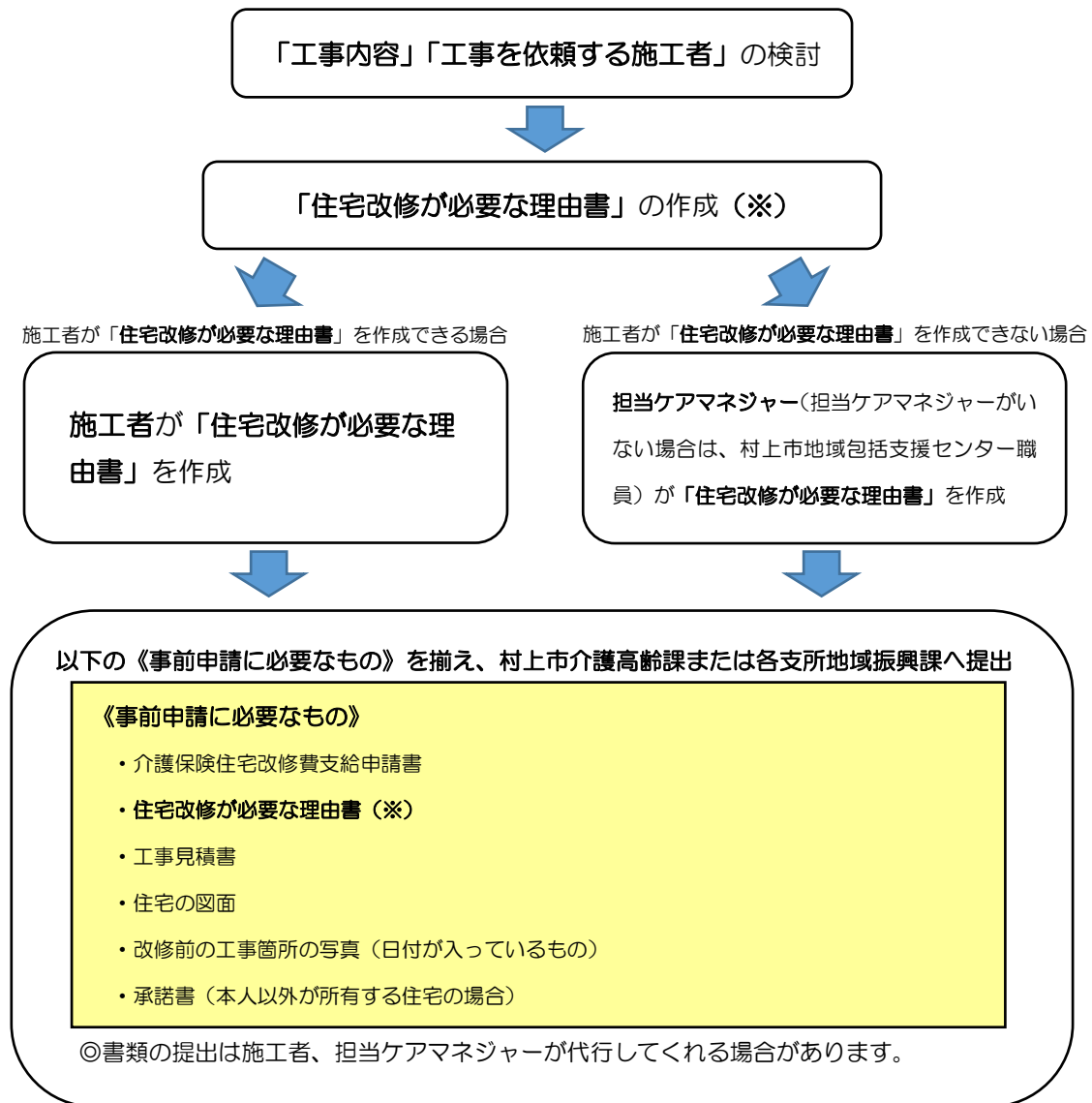
介護保険住宅改修費の給付を受けるには、着工前に事前申請の手続きを行っていただく必要があります。事前申請は、以下の流れに沿って行ってください。

●なぜ「事前申請」が必要なのか

介護保険では、手すりの取り付けや床段差の解消などの「比較的小規模な工事」を「普段の生活をする上でどうしても必要な箇所」に行う場合が給付対象です。

「工事の種類、工事を行う箇所が適正なものであるかどうか」を着工前に審査しますので、被保険者の皆さんには、事前申請を必ず行っていただきます。この審査を受けずに着工した場合は、「例外なく」給付対象外となります。

【事前申請のフロー】



※「住宅改修が必要な理由書」を作成できるのは、次のいずれかの資格を持つ方です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上

■お問い合わせ先

村上市 介護高齢課 介護保険室 ☎ 0254-75-8936（直通）

村上市 地域包括支援センター ☎ 0254-75-8937（直通）